

令和 8年 3月 3日 議決・専決

令和 8年 4月 1日施行

令和 8年 3月 4日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和8年佐用町条例第5号

佐用町笹ヶ丘荘条例の一部を改正する条例

佐用町笹ヶ丘荘条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8年 3月 4日

佐用町長 江 見 秀 樹

佐用町条例第5号

佐用町笹ヶ丘荘条例の一部を改正する条例

佐用町笹ヶ丘荘条例（平成17年佐用町条例第118号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項を次のように改める。

- 2 使用料は、別表第1に定める額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率を乗じて得た額を合算した額を加算した額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 別表を次のように改める。

別表（第6条、第7条関係）

使用料の区分及び金額

(1) 宿泊料（食事別）

和室（バス・トイレ付き）

区分	1人	2人	3人	4人	備考
料金	6,500円	6,000円	5,500円	5,000円	小学生は1,000円引き 正月、ゴールデンウィーク及びお盆は1,000円増

和室（バス・トイレなし）

区分	1人	2人	3人	4人	備考
料金	5,800円	5,300円	4,800円	4,300円	小学生は1,000円引き 正月、ゴールデンウィーク及びお盆は1,000円増

洋室（バス・トイレ付き）

区分	1人	2人	3人	備考
料金	7,500円	6,500円	5,500円	小学生は1,000円引き 正月、ゴールデンウィーク及びお盆は1,000円増

ログハウス

区分	4人部屋	5人部屋	6人部屋	備考
料金	12,000円	15,000円	18,000円	1室につき

(2) 休憩料 (1人につき)

区分	料金	備考
3時間以内	3,000円	個室・広間 (入浴料免除)
5時間以内	5,000円	〃

(ア) 休憩時間は、午前10時30分から午後3時30分までとする。

(イ) 入浴料は、大人 (中学生以上) 600円、子供 (小学生以下) 300円とする。

(3) 会議料

区分	3時間以内	5時間以内	7時間以内	10時間以内
室名				
会議室 (春秋)	6,000円	10,000円	14,000円	20,000円
会議室 (寿)	4,500円	7,500円	10,500円	15,000円

(4) 事業目的に沿った交流施設の使用については、町長が必要と認めた場合には、使用料を免除することができる。

附 則

この条例は、令和8年9月1日から施行する。